

刑事司法と人権(2)

——アジア欧州会合第9回非公式人権セミナー・バックグラウンド・ペーパー（クマラスワミ＋ノヴァック著）
「さまざまな刑事司法制度における人権」をどう生かすか

新 倉 修

私は、本誌第3号（2011年3月）に「刑事司法と人権(1)」を掲載した。本稿はその続編である。本稿では、アジア欧州会合第9回非公式人権セミナー・バックグラウンド・ペーパー「さまざまな刑事司法制度における人権」¹⁾の要約を掲載する。脚注はすべて原注である。続稿において、日本の状況に対するコメントを行う。

5 アジア欧州会合第9回非公式人権セミナー・バックグラウンド・ペーパー「さまざまな刑事司法制度における人権」の要約

第1章「さまざまな刑事司法制度」(Criminal Justice Systems)

1 序 (Introduction)

法制度の分類は、基本的に学問的な営みであるが、世界にはおよそ42の法制度がある。だが通常いくつかの法系にわかれ、そのうち、15世紀以来のヨーロッパ帝国主義と植民地主義のせいで最も支配的な影響をもっているのが大陸法系 (civil law system) とコモンロー法系 (common law system) の法制度である。大陸法系は、ヨーロッパに始まり、6世紀に法典化されたローマ法から発展し18・19世紀に近代化された。その典型は、フランス法とドイツ法である。コモンロー法系は、11世紀のノルマンの征服から生まれたイギリスの法伝統に始まる。この2つの法制度は、少なくとも哲学的には、法と

1) 9th Informal Asia-Europe Meeting (ASEM) Seminar on Human Rights, "Human Rights in Criminal Justice Systems," Strasbourg, France, 18-20 February 2009, Background Paper, by Dato' Paramaswamy and Manfred Nowak, 2009, 88 pages. 全体については Human Rights in Criminal Justice Systems: the Proceedings of the 9th Informal Asia-Europe Meeting (ASEM) Seminar on Human Rights, 2010, ISBN 978-981-08-6153-7.

法のプロセスに対して異なるアプローチをもっている。とはいえ、ほかにも、宗教的な伝統に根ざした多様な法制度（ユダヤ教、ヒンズー、イスラムの法制度）があり、政治的な信念に根ざす共産主義ないし社会主義の法制度もあり、土着の法的伝統にねざすものも多数ある。ヨーロッパ内部でも、フランス法とドイツ法とでは区別があり、また大陸法制度でもスカンディナヴィア法制度はかなり違う。

実際には、グローバリゼーションと法の均質化（homogenization）がますます進み、法制度間の違いは少なくなっている。イデオロギー上純粋な状態のままでいる法制度はない。法制度の改革が行われ、制度や手続がつづれ織り状態になっているので、安易な分類はむずかしい。伝統的な法手続のドグマティックな理解にこだわらなくなり、法的问题のプラグマティックな解決を発見する必要がますます強く認識されるようになり、確立した国際準則に従って、公正と実効性を高めようとする傾向が広がっており、一致点（congruence）が増えている。部分的に大陸法系やコモンロー法系を取り込んだ混合的な法域が多く国に見られるようになっているが、とはいえ、統合のプロセスは依然として難しく、一部の国では調和のとれたものにはなっていない。

2 大陸法制度および英米法制度の基礎となるさまざまな一般原則 (General Principles Underlying Civil and Common Law Systems)

本節では、大陸法制度とコモンロー制度の歴史的哲学的な原理に焦点を当て、諸原理が日常的な法プロセスから引き出される。

大陸法制度では、法典などに含まれる実体法の包括的合理的な体系（bodies）を造り上げることが、主要な哲学的目的である。法の全領域は、法的概念の基礎となる構造に根ざす全体を構成するものと考えられている。このようなアプローチの狙いは、法を首尾一貫した合理的なものとして、すべての人に、その権利・義務についての法に従うことを求め、法的安定を与えるところにある。つまり、恣意を排除するところにある。反対に、コモンロー制度では、「判例法（judge made law）」が、立法に並んで、重要な法源となっている。法のプロセスの点では、大陸法制度は、（民主的に選出された立法府に示されるように）法の形成における国家の集権制（centrality of the state）が刑事法のプロセスにおける国家の集権制に反映されている。国家が刑事手続を動かし、指揮し、公正かつ公平に行うことがもうして担保されている。これに対して、コモンロー制度では、刑事上の紛争を裁く能力が国にはないという不信を反映しており、当事者から等距離にある「アンパイヤー」として活動する独立の裁判官を信頼している。

たとえば、次の文章²⁾は大陸法の特徴をよく示している。

2) McKillop, B., "Behind the Faces of Justice", (1990) 15 Bull AustSoc of Legal Philos 55 at 60

ヨーロッパ大陸の刑事手続の現実とは、次のようなものだと言われている。すなわち、警察、検察官および裁判所の中央集権化を通して求心力のある決断 (centripetal decision-making) を発見すること。裁判所の内部でもほかの統治機構との関係でも (裁判所の権威は立法府から引き出される)、厳格な権威 = 正統性の秩序が施されていること (the rigid ordering of authority)。決定規範が好まれること (a preference for determinative rules)。公的な文書や報告書が重視されること (一件書類が刑事手続の「背骨 (backbone)」であり、上級機関による審査にとっての不可欠な条件となっている)。官僚的な技法や様式が重視されること、これはさらに裁判官を含む役人の選別、訓練および昇級制度によって補強されていること。

他方、コモンロー制度はつぎのような特徴があるとされている。

英米の刑事手続の一般的な様式は (連合王国は大陸の制度に近づきつつあるけれど)、次の点にあると言われている。すなわち、警察、検察官、陪審および裁判所の脱集権化 = 地方分権化を通じて遠心力のある決断 (centrifugal decision-making) を認めること。裁判所内部における権威 = 正統性の秩序が穏やかであること。柔軟なルールが好まれること (a preference for flexible rules)。一件書類に相当するものがないことを含めて、公的な書類作成や官僚的な技法が相対的に重視されていないこと、つまり非公式なスタイルが見られること。職能的な専門家というよりも、共同体社会の価値に適合した問題解決者として役人が行動すること、つまり独立心を持った人々が他の領域で成功した後でしばしば募集され、官僚的なバックグラウンドは不問とされていること。

したがって、コモンロー制度では、当事者主義的・弾劾主義的な刑事手続をとり、大陸法制度では、職権主義的であるとされている。

当事者主義の手続では、手続を管理する上で裁判官の役割は小さく、手続は当事者によって主として進行される。これには2つの原理が含まれる。すなわち、第1に当事者自治の原理。つまり、当事者は、自分で希望するとおり自己の法的権利を追求することができ、定められた手続きに従って紛争を提起することができる。第2に、当事者訴追、つまり、当事者は、定められた手続と証拠規則に従って、自らの主張を提起し、これを支える証拠を提出し証明することができるというやり方で、手続を進める方式を選択し権利と責任を有する。裁判官の役割は、当事者が提起したとおりに、かつ、当事者が提

as cited in *Inquisitorial Systems of Justice and ICAC: A Comparison* (1994) Independent Commission Against Corruption, Australia [note 4] http://www.icac.nsw.gov.au/files/pdf/pub2_5q1.pdf [note 5]

起したときに、その主張の理非を受動的に判断することにある。したがって、裁判官の役割は、面前に提起された主張について判定するだけであって、また概して陪審の助けを借りてそうするのであって、もっぱら手続の公正を維持することにある。証拠を収集したり、議論の枠組みを決めたり、真実の有無を判定することではない。

職権主義手続では、裁判官は、国の代表として、手続を管理し方向付ける上で、もっと重要な役割を負う。この点で、職権主義は、コモンローの当事者遂行 (party prosecution) に対して、「裁判所遂行 (judicial prosecution)」と呼ばれることがある。どのような争点を考慮するのか、その事件をどのように扱うべきか、どのような証拠を考慮すべきかについては、裁判官に一定の義務がある。手続の重要な部分は、書面によってなされ、証人への質問ないし尋問も含めて、裁判官が証拠を収集して事件処理を指揮する。一部の国では、裁判官が、公判手続だけではなく、公判前の捜査手続にもかかわる。

このような異なったアプローチはまた、刑事手続における主要な人物 (裁判官、検察官、弁護士および警察) の活動を支配する制度的な構造にも影響する。たとえば、大陸法制度では、裁判所は、もちろん独立ではあるが、細かく国によって規制を受け、したがって官僚的な役割を果たし、裁量権をもった役割はあまり果たさない。このことの反映であるが、裁判官になろうとする人は、大学卒業後に、「裁判所のキャリア」を経ることが求められることになり、選任順と功績に応じて裁判所内の高位の職位に、次第に指名されることになる。これに対してコモンロー制度では概して、法律実務の経験を経て、裁判官職に指名され、選任されることは過去の優れたキャリアの認証とみられている。法律職務と同じく、コモンロー制度では、法律家個人も「弁護士会 (the Bar)」も、大陸法制度の国よりも、法制度の公正と実効性を確保するにあたって重要な役割を果たしており、社会的にも卓越した役割を果たしている。

3 刑事司法手続：当事者主義 (弾劾主義) 対糾問主義 (Criminal Justice Procedure: Adversarial (Accusatorial) v Inquisitorial)

以上の違いに応じて、刑事手続においても、大陸法制度とコモンロー制度では違いがある。もっとも、どちらの制度でも、公正な手続を通じて真実を確保し、実効的な法執行の必要と個人の自由を保護する必要とのバランスをとるという究極目的について違いはない。しかし、目的に達する手段に違いがある。とりわけ糾問手続では、刑事手続は当事者主義よりももっと統合されたものとされており、捜査から始まり、捜査の公的な露出や公判における量刑に至るまで連続的な全体を形成する。当事者主義は、捜査、公判、量刑はそれぞれ切り離された別個のものとされている。

(a) 捜査

どちらの制度も、刑事手続で最初に関与する機関は、警察である。とはいえ、この段階でも違いがある。コモンロー制度では、犯罪が警察に通報され、あるいは警察が犯罪を認知すると、捜査が開始され、有罪について十分な証拠があり、かつ、公的な利益に合致する場合であれば、被疑者がつかまり、裁判所に引致される。軽微な事件を除いて、嫌疑の決定は検察官によってなされ、検察官がその後にその事件について処理する責任を負う。被疑者は、裁判所によって勾留されるか、あるいは保釈される。

大部分のコモンロー国では、検察官は、司法省または司法長官の下にある法律家が指名によって遂行する任務の一部である。最近では、さらに独立性の高い検察庁のような別個の機関がつくられている。まれには（歴史的にももっと普通にみられることだが）、一部の法域では、検察官は、軽微な事件を除いて、警察によって担われることになる。

被疑者が起訴された後でも、事件を公式手続に送るかどうかについて検察官には裁量の余地が残されている。コモンロー制度では、訴追には起訴するかどうかの裁量があり、概してそのことが司法審査の対象とはされていない³⁾。検察は、事案の実効的な解決を促進するため、起訴を取り下げたり、被疑事実あるいは答弁について、公判前の取引をしたりする。起訴を決定した場合には、当事者双方は、それぞれの主張にそった証拠を収集する責任がある。しかし、検察官は、国の代理人として、専門性と設備をもち、人を停止させて捜索し、逮捕し、勾留し、質問し、立入捜索する権限をもつ警察を取り込んでいるというかなり大きな利便をもっている。活動する場面での不公平を減らすために、少なくとも一定の程度において、手続のどのような段階において、どちらの側が、相手方当事者に証拠を開示するのかを決める開示の複雑なルールがある。さらに、被疑者・被告人は、訴追に協力する義務はなく、黙秘権を有する。とはいえ、コモンロー制度に対するよくある批判の中には、被疑者・被告人が代理人によって補佐を受けてない場合や法的な代理に不平等がある場合には、不公正な手続となる可能性があると言われている。

大陸法制度では、司法警察は、検察官 (public prosecutors) または捜査判事 (予審判事 investigating magistrates) の公式の監督に服する。捜査判事または検察官が捜査の戦略を決め、証拠の収集や証人および被疑者の取調べ (聴聞 interviewing) を指揮する。このような情報は、一件書類に集約され、将来の公判の基礎となる。訴追側と弁護側のどちらの側にとっても有利・不利を問わず、事案のあらゆる側面を調べことは、国の責任である。この点で、捜査判事または検察官は、中立かつ客観的であることが必要

3) Rule 17, UN Guidelines on the Role of Prosecutors. [note 8]

とされ、起訴がうまくいくような程度の証拠だけを集めればよいということではなく、「真実」を解明することが求められている⁴⁾。公判前手続の一件書類はすべて、弁護側に開示される。概して、厳格な証拠規則はなく、状況証拠も含めて、かなり広い範囲の証拠が考慮される。

起訴後において、裁判官が被告人を勾留するかどうかを決定する⁵⁾。訴追するかどうかは、捜査判事または検察官が決定する。このような起訴裁量に関して、一部の大陸法系の国は、全部訴追もしくは強制起訴 (full or mandatory prosecution) の原則をとっている。それにもかかわらず、実務では、検察官は公判前の段階でいくらか裁量を行使している。当事者主義の国とは異なり、有罪答弁は、公判に進む事件の帰趨には影響がない。大陸法の国での検察官は、コモンローの国と同じ地位にあり、検察庁の下に組織されている。捜査判事は、裁判所に属する。

弁護人は、裁判官による証人の尋問を含めて、あらゆる公判前手続に関与することができ、取調を請求し、質問し、証人を尋問することができる。捜査判事または検察官の決定に対して、通常、上訴することができる。捜査段階は、職権主義の国では、刑事手続において最も重要な段階と考えられている。

(b) 公判段階

大陸法の国では、公判手続は裁判官によって主導される。一部の国では重大な事件について陪審が参加する。それ以外の国でも素人の裁判官 (lay judge 裁判員) が参加するが、職業裁判官が事案を審理する。公判での裁判長の役割は、被告人、被害者、証人に質問して、一件書類に含まれる証拠を確認し、それ以外のあらゆる証拠を調べることである。検察官にも弁護人にも、交互尋問 (cross-examination) の権利はなく、裁判長の許可を受けて付随的に質問することができるにすぎない。それぞれ最終的な弁論 (論告または最終弁論) を行うことができ、これが決定的な影響を及ぼす可能性もある。

コモンローの国では、手続および証拠の規則に基づいて、公判手続は当事者によって主導される。検察官および弁護人は、あらゆる情報を提供して裁判所の注意を惹く。公判中には、公判が職業裁判官の下で行われるか、あるいは裁判官1名と陪審の下で行わ

4) たとえば、フランス刑事訴訟法典81条は「予審判事は、法律に従って、真実の顕現にとって有益と思料するあらゆる行為を行う。嫌疑を認めることも、これを認めないことも調査する。」と定めている。[note 9]

5) フランスでは2001年の改正で、予審判事に代わって、公判前の被疑者の勾留を決定するのは、「自由と拘禁に関する判事 (juge des libertés et de la détention)」という新しい名称の裁判官が担当することになった。See Criminal Justice Systems in Europe and North America (2001) The European Institute for Crime Prevention and Control, Chapter on France. [note 10]

れるかに応じて異なるが、検察官も弁護人も、それぞれの側に有利な情報を引き出すために、証拠を提出して、証人を尋問し、交互尋問を行う。公判段階は、被告人に対する公正な手続を保障するため、手続及び証拠に関する複雑かつ洗練された規則によって規律される。裁判の結果は、主として当事者主導によるのだが、検察官または弁護人の熟達した尋問技術と結論的な弁論能力によって左右される。裁判官は、司会またはレフリーの役割を果たす。法または事実に関して重要な論点を明確にする必要があるときに限って、裁判官が質問を出すにとどまる。

(c) 量刑と処罰

量刑の段階でも、大陸法系とコモンロー系では異なる。大陸法の国では、量刑や適切な宣告刑を決める証拠の収集は、主要な公判手続の一部をなす。裁判官によって量刑で考慮されるべき要素は、法律に明確に定められている。これには、被告人の犯歴、性格に関する証拠、再犯の可能性などが含まれる。

コモンローの国では、有罪か無罪かを決めるのは、陪審であるが、適切な量刑を決めるのは裁判官の役割であり、これについて裁判官は広範な裁量をもっている。考慮されるべき要素は、大陸法の国の場合と変わらないけれど、法律に特に定めがあるわけではない。当事者による尋問や証拠の提出は、公判手続と分離されており、この段階にならないと、被告人のバックグラウンドに関する証拠は、提出することができない。

したがって、職権主義手続の基本的な発想は、国家公務員が、真実を立証するべく、また、同時に被告人の利益を保護しつつ、客観的かつ職業的な方法で手続を進めるというものである。当事者主義の国は、真実を発見し被告人の利益を守る点で、国を信頼するという点に懐疑的である。そのような目標は、当事者によって最もうまく達成される⁶⁾。いずれの制度も完全なものではなく、被告人にとって公正な手続を確保することは、ヨーロッパ人権条約の対象となっており、ほかの地域でも、公正な手続に関する国際基準や地域内の基準の対象となっている⁷⁾。

6) South African Law Commission, Discussion Paper 96, Simplification of Criminal Procedure, para 2.10-2.11. [note 12]

7) Article 10-11 Universal Declaration of Human Rights; Article 14 ICCPR; Article 8 American Convention on Human Rights; Articles 7 and 26 of the African Charter of Human and Peoples Rights. [note 13]

4 糾問主義制度と当事者主義制度の考えられるいくつかの長短 (Some Perceived Advantages and Disadvantages of the Inquisitorial and Adversarial Systems)

当事者主義に対する批判には、真実を決める上で十分な制度ではないということがよく言われる。手続の進行は、当事者によって主導され、両当事者は、真実についての自分たちなりの見方を裁判官や陪審に納得させようと努めることになる。職権主義は、捜査を主導し指揮する国家公務員には公平性があるので、真実の発見において優れていると言われている。マリマス裁判官が座長とする刑事司法制度改革委員会が2003年にインドにおける挫折した当事者主義手続から職権主義手続に転換するように提言したのは、職権主義における真実究明という価値に信頼してであった。その理由には、刑事司法が、とりわけ「遅延し、非効率的で、実効性に乏しいので自らの重みに耐えかねて事実上崩壊しており」、かつ、「この制度に対する人びとの信頼を損なうようになった」という点であった。この提案は、国内外の非政府団体の厳しい批判を受けた⁸⁾。最近15年間に、14のラテン・アメリカの諸国は、刑事司法改革を行い、職権主義から当事者主義に転換した。重大な事件では、捜査判事による捜査に対する監督が、より効果的かつ公正な捜査を実現し、被疑者・被告人の自由と権利に対して影響する措置を厳しく管理する方がよいという議論もあり得る。

しかし他方、職権主義でも、現実法制度の仕組みとは異なる。検察官はしばしば党派的であり、捜査に対する監督はわずかであり、厳格な証拠収集には振り当てられる資源は限られており、したがって、刑事手続の基礎となる一件書類も質が悪くなっている。公判手続も厳格ではなく、捜査判事が扱う事件数は少なく、したがって捜査の質を向上させるほどのインパクトはない。職権主義に対して、公判前手続で被疑者の勾留が長期化させ⁹⁾、その間、被疑者は強い圧力にさらされることになる。そこで、もともとは当事者主義の手続で重視されてきた無罪推定が、職権主義の手続で尊重させるかどうか、問題になっている。

また別の批判もあり、当事者主義については、被告人が裁判所や検察官に協力しない権利があることが問題とされ、それが司法の適切な運営に与える影響（他方、職権主義は被告人の黙秘権を制限すると見られている）が問題とされ、弁護人のいない被告人や

8) International Commission of Jurists (ICJ) position paper on this subject – ICJ 2004 Annual Report p. 147 [note 15]

9) この問題に対応するためフランスでは「自由と拘禁に関する判事」を創設した。Criminal Justice Systems in Europe and North America (2001) The European Institute for Crime Prevention and Control. Chapter on France. [note 16]

十分な弁護を受けられない被告人について不正義が問題になっている。職権主義では、手続および証拠に関する複雑な規則がないことが、刑事手続がもっと簡明なものになり、手続のある段階で証拠が許容されない（証拠能力が否定される）可能性がある当事者主義の手続で、起こりうる状況を回避できるとされている。

さらに当事者主義に対しては、刑事司法手続で犯罪被害者に与えられる権利や役割が限られていることが問題になっているが、この傾向は最近改められつつある。職権主義の手続では、犯罪被害者は、民事上の損害を起訴に付帯して請求できる権利を含めて、刑事被告人の公判手続に積極的に関与する権利が認められている。

実際には、それぞれの制度には欠陥があり、共通する問題点が指摘されている。たとえば、需要が増大し、資源が増えず、あるいは減少しているという問題もある。また、不合理な・不適切な遅滞という問題もある。刑事司法全体に対する信頼が薄らいでいるという問題（犯罪に対して十分厳しい対応をとっていないという不満、被告人の権利が十分に保障されていないという批判などがある）がある。そして犯罪被害者の懸念を十分考慮していないという問題も指摘されている。

5 刑事司法制度の効率性と実効性 (Efficiency and Effectiveness of Criminal Justice Systems)

刑事司法制度の効率性と実効性は、裁判官、検察官、弁護士、警察などの関係者の働きにかかっている。研修、資格付与、行動倫理が充実し、廉潔性と腐敗防止がキーとなる。そのために、国際基準や地域内の基準が設けられ、研修用のマニュアルがつくられ、改訂されている。この点について、あるマレーシアの裁判官は次のように述べている¹⁰⁾。

司法の運営は、裁判所を扇の要とし、底辺の二角とする法務部門と弁護士会によって構成される三者構成のいかんによる。検察庁が効率的で信頼があって腐敗を受けないものでなければ、また弁護士会がおそれを知らず、誠実で注意深いものでなければ、いかなる裁判所も強力なものとはいえず、したがって法の支配はお笑い種となり、民事であれ刑事であれ、社会はそれにふさわしい正義を奪われることになる。法が買収されず、裁判が曲げられず、市民が搾取されないようにすることは、われわれすべての義務である。

したがって、国は、刑事司法制度における最も高い能力を持った人を引きつける仕組みを設定するように保障しなければならず、そういう人たちがその役割を効果的に果た

10) Justice Fred Arulanandan on his elevation to the Bench address -1974 1 MLJ p. xxii [note 18]

せて、国際基準に従って、適正かつ正当な司法の運営が確保させるように保障しなければならない。刑事司法のために政府が十分な予算上の手当をすることもまた、効果的かつ実効性のある刑事司法の運営のために欠かせない。

6 小括 (Conclusion)

刑事司法制度の状態について、リチャード・S・フレイズとロバート・R・エイドナーが次のように述べている¹¹⁾。

「制度」という言葉は、高度に合理的なものであることを示唆している。つまり、注意深く計画され、調整が取れていて、正しく動くものをイメージしている。一定程度の合理性というものは存在するけれど、刑事司法に関わる人たちの行動の多くは、計画性がなく、調整も不十分であり、規則正しく動くようなものでもない。世界中のどこの法域でも、その刑事司法制度の全体（あるいはその重要な部分についてさえ）を再点検したり、改革したりしたものはない。

さまざまな刑事司法制度が存在するけれど、それを分析するにあたって最も大事なことは、それぞれが十分刑事司法制度にかかわる人の人権をどの程度保護しているのかという点であり、どのような種類の刑事司法制度であるかどうかとか、犯罪を訴追する方法を裏づける一般的哲学的な考え方がどういうものであるかという点にあるわけではない。個人の権利を侵害することは、世界の大部分の刑事司法制度においては、あまりにもありきたりのことになってしまっているけれど、権利保護を強化することにもっと注意を払わなければならない。しかも、捜査から刑の執行に至るまでの刑事司法の全過程についてバラバラにではなく、系統的な方法で取り扱うことが大事であり、警察、検察官、裁判官、弁護士および刑務所職員を含めて、すべての関与者を考慮することが大事である。

11) <http://www.jrank.org/pages/858/Criminal-Justice-System.html>. See also Brussels Working Group Report on Rule of Law Guarantees – November 2006 [note 19]

第2章 「適用可能な複数の国際基準」(Applicable International Standards)

1 序 (Introduction)

法の支配に従う民主主義社会における刑事司法制度は、さまざまな利益、時としては対立する利益について注意深くバランスをとらなければならない。一方では、国内法の遵守に対する国の正統な利益があり、犯罪や権力の濫用の被害者の利益がある。他方では、被疑者・被告人、有罪確定者あるいは刑の言い渡しを受けた犯罪者の利益がある。刑事司法が捜索、逮捕、留置勾留するにあたって責任を有する機関に与えられた特別な権限において、国が強制力を独占していることは、はっきりしている。社会が法の支配に従い、基本権を保障する程度は、したがって、刑法に違反するとして訴追を受けた者あるいは有罪判決を受けた者について、その権利を尊重し保障する方法がどのようなものであるかによって、はかられる。

2 関連条約規定 (Relevant Treaty Provisions)

法律に違反し、あるいは犯罪を行っても、それだけで、基本的権利を奪われるわけではない。国際あるいは地域の人権条約は、刑事司法の間における人権の保護についていくつ重要な条文を置いている。人格的自由の権利、すなわち恣意的に拘禁されない権利は、国連の市民的および政治的権利に関する規約（自由権規約 ICCPR）9条およびヨーロッパ人権条約（ECHR）5条に定められており、自由な社会と法の支配を構成する最も古くからあり、かつ、最も基本的な保障である¹²⁾。拘禁が、刑事司法制度において国が行使できる正統な手段であると認める中で、この権利は、絶対的なものではないが、手続的な保障は、国の機関による個人の自由を恣意的・違法に剥奪することに対して向けられている。拘禁の合法性を独立した裁判機関が審査することへの権利（*amparo* or *habeas corpus*）は、歴史的にも現在においても最も重要な保障であり、緊急事態においても奪われることのないあらゆる人の絶対的な権利である¹³⁾。自由を奪われた人が

12) Manfred Nowak, UN Covenant on Civil and Political Rights – ICCPR Commentary, 2nd edition, Kehl/Stasbourg/Arlington 2005, p. 211ff; see also Piter van Dijk/Fried van Hof/Arjen van Rijn/Leo Zwaak (eds.), Theory and Practice of the European Convention on Human Rights, 4th edition, Antwerpen/Oxford 2006, p. 455ff; 第2章「公判前勾留」を参照。[note 20]

13) HRC, General Comment No. 29, UN Doc. ICCPR/C/21/Rev.1/Add.11, (31 August 2001), at para. 16. [note 21]

特に無権利の状態に置かれるということを考慮すると、自由権規約10条は、最初の捜査の段階であれ有罪判決後であれ、拘禁されたあらゆる人が人間として扱われるべきである絶対的な権利があることを明文で保障している¹⁴⁾。

刑事司法制度につきものの規定は、独立の裁判所による公正な裁判を受ける権利であるが、コモンローの伝統では、自由権規約14条およびヨーロッパ人権条約6条に定める適正な手続を受ける権利である¹⁵⁾。これらの規定に直接関連するのは、自由権規約15条およびヨーロッパ人権条約7条の刑事法の遡及禁止（例外のないもの）であり、公正な裁判の規定と相まって、刑事司法制度における隅の要石にあたる¹⁶⁾。

このような中核になる規定のほかにも、国際人権条約や地域内人権条約に定められている人権は、原則として¹⁷⁾、被疑者・被告人および有罪判決を受けた人に適用される。自由を奪われた状態においては権利が踏みにじられる高いリスクがあることに照らして考えると、自由権規約7条およびヨーロッパ人権条約3条に保障する拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を損なう取扱いまたは刑罰の禁止について特に強調しなければならない。さらに、自由権規約26条、ヨーロッパ人権条約第12議定書1条、ヨーロッパ評議会条約13条に定める人種等に基づくいかなる形態での差別をも禁止することが必要である¹⁸⁾。

3 ソフト・ローにおける基準 (Soft Law Standards)

国際および地域の人権条約法に法典化された規定から出発し、一般的に司法における人権の保護も、個別的には刑事司法における人権の保護も世界中の多くの国において特別な課題を提起していることを認識して¹⁹⁾、国連および地域レベルでのさまざまな機関は、既存の条約の規定の実施を改善し、かつ、指導するために設けられた重要かつ高度に詳細な基準や原則を数多く発展させてきた。そのような例として、受刑者の処遇に関する国連最低基準規則（1955年）は、世界的な規模での刑務所の処遇環境を評価する基

14) Ibid. at para. 13 a. See also Nowak, ICCPR Commentary, op. cit., p. 241ff. 公判前における権利については第2章、「刑務所における権利」については第5章を参照。[note 22]

15) Ibid. p. 302ff. See also Van Dijk/Van Hof, op. cit., p. 511ff. [note 23]

16) Nowak, ICCPR Commentary, op. cit., p. 358ff; Van Dijk/Van Hof, op. cit., p. 651ff. [note 24]

17) 第5章参照。[note 25]

18) See Nowak, ICCPR Commentary, op. cit., p. 157ff (torture) p. 597ff (equality). See also Van Dijk/Van Hof, op. cit., p. 405ff (torture) and p. 989ff (non-discrimination). [note 26]

19) たとえば、「司法における人権に関する国連総会決議 (Resolutions of the UN General Assembly on Human Rights in the Administration of Justice)」は2年ごとになされている。A/RES/62/158 (18 March 2008), A/RES/60/159 (26 February 2006), A/RES/58/183 (18 March 2004), A/RES/56/161 (20 February 2002) [note 27]

準となる資料 (baseline reference) となった。さらに、ローエイシア地域での司法の独立原則に関する北京声明 (Beijing Statement of Principles of the Independence of the Judiciary in the LAWASIA Region) があり (1995年)、バンガロア司法上の行動原則 (the Bangalore Principles of Judicial Conduct) (2002年)、バンガロア原則の注釈 (Commentary on the Bangalore Principles) (2007年) がある。そのほかにも、女性や子どもなどの弱い立場ないしは差別されている集団の保護を扱う基準や原則があり、弁護士や検察官や法執行官など刑事司法手続に関わるさまざまな人たちに向けられた基準や原則もある。関連する条約の規定と相まって、このように重要な一連のソフト・ロー基準は、刑事司法における基本的権利の保護に適用可能な法的枠組みをつくっている。

4 関連条約規定およびソフト・ローにおける基準の一覧表 (List of Relevant Treaty Provisions and Soft Law Standards)

(a) 国際人権条約および地域人権条約 (International and Regional Human Rights Treaties)

- 市民的及び政治的権利に関する国際規約 (1966年) International Covenant on Civil and Political Rights
- 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (1966年) International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights
- 人種差別撤廃条約 (1966年) International Convention on the Elimination of all Forms of Racial Discrimination
- 女性差別撤廃条約 (1979年) Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women
- 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約 (1984年) Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman and Degrading Treatment and Punishment
- 子どもの権利に関する条約 [児童の権利条約] (1989年) Convention on the Rights of the Child
- 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約 (2006年) International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearances
- 障害者の権利に関する条約 (2006年) Convention on the Rights of all Persons with Disabilities
- ヨーロッパ人権条約 (1950年) European Convention on Human Rights

- 拷問及び非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関するヨーロッパ条約 (1987年) European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment
- (b) 刑事司法手続に適用できる諸基準 (Standards Applicable to the Criminal Justice Process)
- 受刑者の処遇に関する最低基準規則 (1955年) Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners
- 拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に従うことからあらゆる人を保護することに関する宣言 (1975年) Declaration on the Protection of All Persons from Being Subjected to Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment
- 法執行官の行動規範 (1979年) Code of Conduct for Law Enforcement Officials
- 拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰から受刑者または被拘禁者を保護するにあたって、医師などの保健関係職員の役割に関する医療倫理原則 (1982年) Principles of Medical Ethics relevant to the Role of Health Personnel, particularly Physicians, in the Protection of Prisoners and Detainees against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment
- 死刑に直面する人の権利の保護に関する保障 (1984年) Safeguards for the Protection of the rights of those facing the death penalty
- 司法の独立に関する基本原則 (1985年) Basic Principles on the Independence of the Judiciary
- 少年司法に関する国連最低基準規則 (北京ルールズ) (1985年) United Nations Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice (The Beijing Rules)
- 犯罪および権力の濫用の被害者のための司法基本原則 (1985年) Basic Principles of Justice for Victims of Crime and Abuse of Power
- 司法の独立に関する基本原則 (1985年) Basic Principles on the Independence of the Judiciary
- いかなる形態の拘禁または受刑におけるあらゆる人の保護のための基準綱領 (1988年) Body of Principles for the Protection of All Persons under any form of Detention or Imprisonment

- 法外の恣意的および略式処刑の効果的防止および捜査に関する原則（1989年）
Principles on the Effective Prevention and Investigation of Extra-legal, Arbitrary and Summary Executions
- 法執行官による実力の行使および火器の使用に関する基本原則（1990年） Basic Principles on the Use of Force and Firearms by Law Enforcement Officials
- 法律家の役割に関する基本原則（1990年） Basic Principles on the Role of Lawyers
- 検察官の役割に関する指針（1990年） Guidelines on the Role of Prosecutors
- 自由を奪われた少年の保護のための国連規則（1990年） United Nations Rules of the Protection of Juveniles Deprived of their Liberty
- 少年犯罪の防止のための国連指針（リヤド・ガイドライン）（1990年） United Nations Guidelines for the Prevention of Juvenile Delinquency (The Riyadh Guidelines)
- 非拘禁処置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）（1990年） UN Standard Minimum Rules for Non-Custodial Measures (The Tokyo Rules)
- 強制失踪からあらゆる人を保護することに関する宣言（1992年） Declaration on the Protection of All Persons from Enforced Disappearances
- 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言（1993年） Declaration on the Elimination of Violence against Women
- 拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の効果的な捜査および記録化に関する原則（イスタンブール原則）（2000年） Principles on the Effective Investigation and Documentation of Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment (Istanbul Principles)
- ヨーロッパ刑務所規則（2006年） European Prison Rules

第3章「公判前拘禁における人権」(Human Rights in Pre-Trial Detention)

1 序 (Introduction)

公判前の段階は、刑事司法手続においてきわめて重要かつ機微に触れる段階である。一方において、効果的な捜査を遂げ、利用可能なあらゆる証拠を確保し、証人間の衝突や干渉を防止することは、刑事司法の効果的な運営にとって不可欠である。他方、被疑者は、捜査官による不当な干渉から保護される権利をもち、とりわけ無罪の推定や自己負罪の強制の禁止に照らすと、この権利は重要である。したがって公判前の段階に適用可能な人権法および人権基準は、犯罪の正当な捜査と訴追に対する公益と、被疑者の権利保護とのバランスを注意深く取ることを目的としている。

公判前段階という言葉は、ここでは、最も広い意味で使われており、警察による捜査から始まり、最初の段階での司法判断に至るまでの過程を指す。この段階での犯罪被疑者の拘禁は、関係者を当局者の手に委ね、最終的な司法判断に至る前にしばしば有罪ではないかという考えが見え隠れするものであるだけに、時には必要なものではあるが、被疑者の権利に対する最も厳しい制限である。したがって、公判前拘禁は、例外的な措置として使われなければならない、被拘禁者を恣意や虐待から保護するための必要な保障を実行するという正当な配慮が欠かせない。

2 適用可能な国際的法基準 (Applicable International Legal Standards)

世界人権宣言11条および自由権規約14条2項に定める無罪推定の原則は、法律に定める裁判所によって有罪であることが証明されるまでは無罪と推定される権利を意味するが、公判前拘禁の分野においてあらゆる規範的な考察の出発点を画する。法の支配の隅の要石であり、拘禁されている人の尊厳と完全性の尊重と保護にとって基本となるものである。

(a) 監視、捜索および差押え (Surveillance, Search and Seizure)

逮捕や勾留請求の前に、犯罪を行ったという嫌疑を受けた人は、通常、嫌疑の実体を裏づけるための証拠を収集する過程において、警察その他の捜査機関による監視、捜索、押収手続の対象となる。秘密の監視や家宅捜索などの侵害的な手続は、プライバシーの権利に対する深刻な干渉であり、そのような措置をとるかどうかについて当局の裁量は無制約というわけではない。

自由権規約17条2項によれば、刑事司法におけるプライバシーの権利への干渉は、それが合法的である場合には、証拠を確保する目的²⁰⁾のために法律の明文によって授權された国家機関（通常は裁判所）による決定に基づいて、かつ、事案の個別の事情において恣意的でも不合理でもなく、ときに初めて許容される²¹⁾。ヨーロッパ人権裁判所は、捜査機関によるヨーロッパ人権条約8条への干渉に関して合法性と比例性の原則を詳しく展開している。

- 電話の聴取などの秘密の監視措置を規制する法律は、当局に無制約な権限を与えないように（十分な明確性と予測可能性²²⁾、そのような監視措置を取ることができる事情と要件を特定しなければならず、濫用に対する十分かつ効果的な保障と実効性のある法的救済を用意しなければならない²³⁾。
- 家宅搜索に対する司法的コントロールが絶対的な要件ではないけれど、恣意的な干渉に対する十分な保障が用意されなければならない²⁴⁾。家宅搜索の目的と範囲や既存の保護的措置を含む事案のあらゆる事情は、比例性のテストにとって決定的に重要である。当局は、不必要な干渉を避けるために、合理的な注意を払うように求められている²⁵⁾。

(b) 逮捕と警察留置所での拘禁 (Arrest and Detention in Police Custody)

刑事司法の文脈での自由の剥奪 Deprivation of Liberty in the Context of the Administration of Criminal Justice

いかなる自由の剥奪も、法定原則と恣意の禁止に従わなければならない。ということは、法律に定める手続きに基づき、明らかに比例性に反していたり、不公正であったり、不意打ちであってはならず、事案の個別の事情に照らして差別的であってはならな

20) See Manfred Nowak, UN Covenant on Civil and Political Rights – ICCPR Commentary, 2nd edition, Kehl/Strasbourg/Arlington, 2005, p. 400. [note 28]

21) HRC, *Rojas Garcia v Columbia*, Communication No. 687/1996 (03 April 2001), at para. 10.3. See also General Comment No. 16, UN Doc. HRI/GEN/1/Rev.4 (7 February 2000). [note 29]

22) See e.g. ECtHR, *Malone v UK*, Judgment of 2 August 1984, at paras. 67-68. [note 30]

23) See e.g. ECtHR, *Klass and others v Germany*, Judgment of 6 September 1978, at paras. 42ff. [note 31]

24) Christoph Grabenwarter, *Europäischen Menschenrechtskonvention*, 3rd edition, München/Basel/Wien 2008, p. 217; In cases where a search warrant was missing the ECtHR has therefore exercised special scrutiny, see e.g. ECtHR, *Cremieux v France*, Judgment of 25 February 1993, at para. 40. [note 32]

25) See e.g. ECtHR, *Keegan v UK*, Judgment of 18 July 2006, at para. 35. [note 33]

い²⁶⁾。刑事司法の文脈において、自由権規約9条1項およびヨーロッパ人権条約5条(1-c)は、犯罪が行われたとの合理的な疑いがある場合または被疑者が犯罪を行うのを防止するために必要である場合には、逮捕または拘禁を許容している²⁷⁾。第2に、拘禁は、「速やかに」被拘禁者を権限ある司法機関の面前に引致することを目的としたものでなければならない²⁸⁾。権限ある司法機関によって、拘禁に対して速やかな・独立かつ公平な審査が行われることが、恣意的な逮捕・拘禁のリスクを最小限のものにし、拘禁における不健全な取扱を防ぐ基本的な手続的保障となる²⁹⁾。

逮捕された人の権利および警察拘禁における保障 rights of Arrested Persons and Safeguards in Police Custody

逮捕された人が、状況を理解し、希望するならば、逮捕の合法性を争うことができるように、逮捕の理由と法律上の根拠について知らされなければならない。自由権規約9条2項およびヨーロッパ人権条約5条2項によれば、逮捕された人には次のような権利がある。

- 人身の自由を奪われた時点で、逮捕の理由を知らされる権利³⁰⁾
- その人が理解できる言葉で、その人に対する個別の法的嫌疑を速やかに知らされる権利³¹⁾。この通知は、最初の尋問の際にも、なされなければならない³²⁾。
- 遅滞なく、かつ、その人が理解できる言葉で、その権利を明示的に告げられる権利³³⁾。

自由が剥奪されたすぐ後に、かつ、犯罪捜査の最初の段階の間において、威嚇と身体的に不健全な取扱のリスクは最も高い。拷問および不健全な取扱に対する基本的な保障は、警察拘禁の最初から適用されなければならない。ヨーロッパ拷問禁止委員会(CPT)

26) Nowak, op. cit., p. 226. 逮捕状は、逮捕の合法性にとって必ずしも必要不可欠な要件ではない。とはいえ、人権理事会は、令状の欠如は恣意的逮捕の徴表となりうると指摘している。

See e.g. *Luyeye v Zaire*, Communication No. 90/1981 (21 July 1983), at para. 8. [note 34]

27) Pieter van Dijk/G.J.H. van Hoof, *Theory and Practice of the European Convention on Human Rights*, 4th edition, The Hague/London/Boston 1998, p. 471ff; Grabenwarter, op. cit., p. 169. [note 35]

28) See e.g. ECtHR, *Lawless v UK*, Judgment of 1 July 1961, at para. 13. [note 36]

29) See e.g. ECtHR, *Aksoy v Turkey*, judgment of 18 December 1996, at para. 76. [note 37]

30) See e.g. HRC, *Wilson v the Philippines*, Communication No. 868/1999 (30 October 2003), at para. 7.5. [note 38]

31) Ibid. [note 39]

32) Grabenwarter, op. cit., p. 172-173. [note 40]

33) Principle 13 of the Body Principles on the Protection of all Persons under any Form of Detention or Imprisonment ("Body of Principles"), UN Doc. A/Res/43/173, 9 December 1988). [note 41]

は、次の3つの権利を特に重視している³⁴⁾。

- 逮捕・拘禁された人が、自らの選択する第三者（家族、友人、相談相手）に逮捕の事実を知らされる権利³⁵⁾
- 原則として自らが弁護士を選任する権利を含む、弁護士に依頼し、秘密裏に弁護士と話をし、警察が行ういかなる取調べにおいても弁護士の立ち会いを求める権利³⁶⁾
- 拘禁されている人が希望する場合には、自らが選任する医師（警察機関が呼んだ医師が医学検査をした場合のほか）によって、かつ、法執行官の聴聞のないときに、診察を受ける権利を含む、医師に依頼する権利³⁷⁾
- さらに外国籍をもつ人については、自らの国の外交代表に連絡する権利

これに加えて、手続的・技術的な保障が、警察拘禁の間において拷問や虐待を防止し、適切な刑事司法を確保するためにはなくてはならない。とりわけ重要なのが、拘禁中の人ひとりひとりについて単一の包括的な記録を作ることであり³⁸⁾、取調べ手続に関する明確なルールと指針であり、警察取り調べの電子的な記録（録音・録画）³⁹⁾と拘禁場所は公的な場所に限定することである⁴⁰⁾。さらに、警察拘禁の物理的な条件は、警察の居場所が合理的な広さをもっていることや十分な明るさがあり、十分な休息の設備をもった設備などを含めて、一定の最低基準に合致しなければならない⁴¹⁾。

警察拘禁の長さ Length of Police Custody

自由権規約9条3項およびヨーロッパ人権条約5条3項に定める「迅速」の要件は、逮捕された人が逮捕の時から24時間から48時間以内に裁判官または施行官の面前に引致

34) See for the following: European Committee for the Prevention of Torture (CPT) "Standards", CPT/Inf/E (2002) 1-Rev. 2006, at p. 6. [note 42]

35) See also Principle 92 of the Body of Principles. [note 43]

36) Ibid. Principle 93. [note 44]

37) Ibid. Principle 91. [note 45]

38) CPT "Standards", op. cit., p. 9. [note 46]

39) Ibid. p. 7; see e.g. the CPT's Report on the visit to Norway in 2005, in which it describes an initiative by the Norwegian police for the general introduction of sound and video recording of interviews in police departments, CPT/Inf (2006) 14, at para. 25. [note 47]

40) See Art. 10 of the UN Declaration on the Protection of all Persons from Enforced Disappearance, UN Doc. A/RES/47/133 (18 December 1992); and Art. 17 (1) and 17 (2c) of the UN Convention for the Protection of all Persons from Enforced Disappearances (20 December 2006) (not in force). [note 48]

41) CPT "Standards", p. 15; for a detailed discussion of the standards of physical conditions of police custody developed by the CPT, see Ursula Kriebaum, *Folterprävention in Europa*, Wien 2000 (Studienreihe des Ludwig Boltz-Instituts für Menschenrechte), p. 282ff. [note 49]

されることを通常意味する⁴²⁾。迅速さの正確な意味は、それぞれの事案ごとに個別事情に応じて評定されるべきであるが、ヨーロッパ人権裁判所は、テロリストの活動に関わる場合であっても、十分な保障に従って行われる長期間の拘禁が正当化されるものの、「迅速な」司法審査の要件がまったく免除されることはないと繰り返し述べている。Brogan ケースでは、したがってヨーロッパ人権裁判所は、司法審査を受けないで4日と6時間警察拘禁を受けることは、ヨーロッパ人権条約上の厳格な時間的制限の規格から外れていると述べている⁴³⁾。緊急事態の場合、自由権からの例外的取扱が正式に関連規定に合致しているとされるが、ヨーロッパ人権裁判所は、その他の保障的措置抜きで長期間に及ぶ司法審査抜きの拘禁が人権条約に反すると判示している⁴⁴⁾。

(c) 公判前拘禁の継続 例外としての公判前拘禁 公判前拘禁の代替策 (Continuing Pre-Trial Detention Alternatives to Pre-Trial Detention)

例外としての公判前拘禁 Pre-Trial Detention as Exception

速やかな司法審査の権利は、恣意的な自由の剥奪に対する基本的な保障措置である。逮捕の合法性を審査し、公判まで拘禁を継続する必要があるかどうかを審査するのは、裁判官または司法官の役割である。国際人権法は、公判までの勾留は例外であって（自由権規約9条3項）、「一般原則ではない」⁴⁵⁾。無罪推定の重要性や人身の自由の重要性に

42) Nowak, op. cit., p. 231; see also HRC, General Comment No. 8 (30 June 1982), where the HRC limits the time period to no more than “a few days”, and HRC, *Borisenko v Hungary*, Communication No. 852/1999 (14 October 2002), at para. 7.4 (period of three days too long). [note 50]

43) ECtHR, *Brogan and others v UK*, Judgment of 29 November 1988, at para. 62; see also ECtHR, *Ikincisoy v Turkey*, Judgment of 15 December 2004, at para. 102 (no “carte blanche” in terrorist investigations). [note 51]

44) See e.g. *Aksoy*, op. cit., at para. 84. ところがヨーロッパ人権裁判所は, *Brannigan and McBride v UK* (Judgment of 26 May 1993) では, 連合王国の例外的な取扱と十分な保障的措置(逮捕後48時間以内に弁護士に相談する法的な絶対的な権利と人身保護手続きが利用可能であること, 近親者や友人に拘禁の事実を知らせることができたこと, 医師に依頼することができたことを含めて)に照らすと, テロ犯罪の嫌疑を受けた人を司法審査抜きで7日間警察拘禁したことは, ヨーロッパ人権条約において許容できると判示している (Ibid. at paras. 59-60 and 62-65). See also the ruling of the House of Lords in *A and others v. Secretary of State of the Home Department*, 16 December 2004, UKHL 56.

これは, 例外的な取扱が認められる場合であっても, ヨーロッパ人権条約5条に関わることは, 比例性の原則を遵守しなければならない (at para. 44). [note 52]

45) See Nowak, op. cit., p. 234; 人権理事会については *M. and B. Hill v Spain*, Communication No. 526/1993 (22 April 1997), at para. 12.3; see also e.g. Principle 39 of the Body of Principles.

照らすと、裁判官または司法関係官は、拘禁の延長が合理的かつ必要とする十分な理由がなければ、公判を待つ間、被疑者の釈放を命じるべきである。自由の剥奪を継続する十分な理由がある場合であっても、比例性の原則は、非拘禁の措置などのより制限の少ない手段を優先させるべきである。

公判前の拘禁を継続する必要性と期間を評価すること Assessing the Necessity and Length of Continuing Pre-trial Detention

嫌疑が合理的なものであることは公判前の拘禁を継続する絶対条件ではあるが、嫌疑だけでは十分ではない⁴⁶⁾。事案の諸事情、犯罪の重大さと捜査の複雑さを考慮すると、国際人権機関は、次の理由があれば勾留を延長する十分な理由があるとしている⁴⁷⁾。

- 犯罪の再発を防止し⁴⁸⁾または「当該対象者が、ほかの方法では防ぎようのない態様で、社会に対する明白かつ重大な脅威となっている場合」⁴⁹⁾
- 証拠の隠滅、被害者との衝突もしくは被害者への威迫を防止すること⁵⁰⁾
- 逃亡または失踪を防止すること⁵¹⁾

拘禁の期間はできるだけ短くしなければならず、関係機関は、迅速な裁判を確保するように特に努力しなければならない⁵²⁾。合理的な期間内というのは、事案の個別の事情に照らして解釈されなければならないが、当該犯罪に対して科しうる刑法の上限に比べ

[note 53]

46) See e.g. ECtHR, *Stögmüller v Austria*, Judgment of 10 November 1969, at para. 4; and ECtHR, *B. v Austria*, Judgment of 28 March 1993, at para. 42. [note 54]

47) For an extended list of grounds justifying continuing pre-trial detention to the jurisprudence of the ECtHR, see Grabenwarter, op. cit., p. 174; van Dijk/van Hof, op. cit., p. 494. [note 55]

48) See e.g. ECtHR, *Clooth v Belgium*, Judgment of 12 December 1991, at para. 40. [note 56]

49) See e.g. HRC, *David Alberto CamporaSchweizer v Uruguay*, Communication No. 66/1980 (12 October 1982) at para. 81.1; for the ECtHR, see e.g. *Tomasi v France*, Judgment of 27 August 1992, at para. 91 (threat to public order). [note 57]

50) See e.g. HRC, *W.B.E. v The Netherlands*, Communication No. 432/1990 (23 October 1992) at para 6.3; for the ECtHR see e.g. *Wemhoff v Germany*, Judgment of 27 June 1968, at para. 14 (risk of suppression of evidence); and *Tomasi v France*, op. cit., at paras. 92-95 (risk of intimidation of witnesses). [note 58]

51) See e.g. ECtHR, *Neumeiseter v Austria*, Judgment of 27 June 1968, at para. 10; and *B.*, op. cit., at para. 44. [note 59]

52) 人権理事会の一般意見 (HRC, General Comment No. 8 (30 June 1982) at para. 3)。ヨーロッパ人権裁判所については EC *Wemhoff*, op. cit., where the Court held that “an accused person in detention is entitled to have his case given priority and conducted with particular expedition” (at para. 17); see also more recently e.g. *Imre v Hungary*, Judgment of 2 March 2004, at para. 43. [note 60]

て比例したものでなければならない⁵³⁾。嫌疑事実が重いというだけでは、期間を延長する正当な理由とはされない⁵⁴⁾。拘禁の期間の計算は、逮捕の時を始期として、第1審の最終判決が下される時を終期とする。たとえば証人との衝突や威迫が行われるリスクが極小となるなど。拘禁を延長する理由が失われれば、被疑者は、公判に出頭する適切な保障に従い、直ちに釈放される権利を有する⁵⁵⁾。

ヨーロッパ人権裁判所は公判前拘禁の許容される最長期間をあえて明示していないが、判例法によれば、事案の複雑さ、被拘禁者の振る舞いおよび関係機関の行動に関わる事情が基準になっているように思われる⁵⁶⁾。たとえば、オーストリアで2年以上に及ぶ公判前拘禁のケースについて、ヨーロッパ人権裁判所は、失踪とか衝突のおそれというだけではこのような長期の拘禁は認められないとして、関係機関が迅速に対応しなかったと判断している⁵⁷⁾。その後、オーストリアは刑事訴訟法典を改正し、それぞれの理由で拘禁を延長する場合に適用される長期を定めた（証人との衝突のおそれがある場合には最大2ヶ月）が、全体で6ヶ月を超えてはならないとした。

公判前拘禁の代替処分

自由権規約9条3項に定める公判前の釈放に関する推定は、国内法の範囲内での非拘禁処分という代替処分の存在を前提としている。人権委員会は、公判前拘禁の代替処分が観察付釈放であって、しかも一定の事情が認められる場合だけに限り、保釈を規定していない法制は、自由権規約9条3項の要件を満たしていないとしている⁵⁸⁾。したがって、より拘束性の少ない処分を考慮する義務が国にはある⁵⁹⁾。ほかの方法で出頭が確保され

53) The reasonable time criteria for pre-trial detention in Art. 9 (3) ICCPR and Art 5 (3) ECHR is independent of the reasonableness of the delay before trial enshrined in the fair trial provisions in Art. 14 (3-c) ICCPR and Art. 6 (1) ECHR; see ECtHR's elaborations in the *Neumeister* case. [note 61]

54) See e.g. ECtHR; see e.g. the ECtHR's elaborations in the *Neumeister* case, op. cit., at paras. 1ff. [note 62]

55) 自由権規約9条3項およびヨーロッパ人権条約5条3項に定める公判前の拘禁の合理的な期間の基準は、自由権規約14条3-c項およびヨーロッパ人権条約6条1項に定める公判の合理的な期間とは独立したものである。See, e.g. the ECtHR's elaborations in the *Neumeister* case, op. cit., at paras. 1ff. [note 63]

56) van Dijk/van Hof, op. cit., p. 496; also Grabenwarter, op. cit., p. 175-176. [note 64]

57) *Stögmüller*, op. cit., at para. 15; *Neumeister*, op. cit., at para. 15; *Ringeisen v Austria*, Judgment of 16 July 1971, at para. 107; *Toth v Austria*, Judgment of 12 December 1991, at paras. 77-78. [note 65]

58) Human Rights and Pre-Trial Detention, Professional Training Series No. 3, United Nations, New York 1994, at p. 15. [note 66]

59) ヨーロッパ人権裁判所 ECtHR, *Dzyruk v Poland*, Judgment of 4 October 2006, at para. 41. [note 67]

るなら、出頭を確保することだけでは拘禁を正当化することはできない。

非拘禁的手段に関する東京ルールズは、犯罪の重大性や犯罪者の性格に相応して拘禁に代替する手段を開発する義務があり、公判前の被拘禁者の人数を減らす義務があることを定めている⁶⁰⁾。たとえば、保釈、自宅監禁、旅券や保証金の没収などがあり、これらは、必要な場合にいつでも、公判前拘禁を避けるために、系統的かつ首尾一貫して導入されなければならない⁶¹⁾。このような要請に積極的に応じた国際的な取組には、2006年のヨーロッパ委員会がヨーロッパ連合に提出したものがある⁶²⁾。また、国連薬物犯罪統制局 (UNODC) も、最良の実行の指針となるような文書を続けて出している⁶³⁾。

(d) 公判前拘禁における手続き上の保障 (Procedural Safeguard in Pre-Trial Detention)

人身保護令状 Writ of Habeas Corpus

自由権規約9条4項およびヨーロッパ人権条約5条4項は、さらに、「拘禁は厳格な時間的制限に服しなければならないという考え方を貫くため」、自由の剥奪の手続的・実体法上の合法性に対して裁判所による審査を合理的な時間の範囲内で行う人身保護令状の適用を求める権利を保障している⁶⁴⁾。武器対等の原則を保障する、公正かつ実効的な審査手続を確保するため、被拘禁者は、本人、または必要な場合には代理人を通じて意見を述べることができ、また請求があれば、訴追側の書類への閲覧・開示が保障されなければならない⁶⁵⁾。したがって、人身保護令状の実効性は、法的助言を受ける権利(弁護人依頼権)と実効的な法的補助を受ける権利と密接に関連している⁶⁶⁾。弁護人との通

60) 東京ルールズ (United Nations Standard Minimum Rules for Non-custodial Measures (Tokyo Rules), UN Doc. A/Res/45/110 (14 December 1990)) 参照。[note 68]

61) 拷問に関する特別報告官の国連総会年次報告 (Annual Report of the UN Special Rapporteur on Torture to the UN General Assembly, UN Doc. A/62/221 (13 August 2007), at para. 58ff) 参照。[note 69]

62) See the Proposal for a European Framework decision on the European supervision order in pre-trial procedures between Member States of the European Union, 29 August 2006, 206/0158 (CNS). [note 70]

63) See Handbook of Basic Principles and Promising Practices on Alternatives to Imprisonment, UNODC, New York 2007; see also Alternatives to Incarceration, Custodial and Non-Custodial Measures No. 3, UNODC, New York 2006. [note 71]

64) See e.g. ECtHR, *Assenov and Others v Bulgaria*, Judgment of 28 October 1998, at para. 162. [note 72]

65) ヨーロッパ人権裁判所 ECtHR, *Kampanis v Greece*, Judgment of 13 July 1995, at para. 47, および *Lamy v Belgium*, Judgment of 30 March 1989, at para. 29. [note 73]

66) 原則11, 17 および18。また、人権理事会 HRC, *G. Campbell v Jamaica*, Communication No. 248/1987 (30 March 1992, at para. 6.4. さらに自由権規約14条 (3-d 項) およびヨーロッパ人

話や相談が、遅滞なく、または検閲なしに、完全に秘密を保持して行われることを保障することが肝要である⁶⁷⁾。

拷問および不健全な取扱いの禁止 Prohibition of Torture and Ill-Treatment

自由権規約7条、拷問禁止条約2条およびヨーロッパ人権条約3条に定める拷問およびその他の不健全な取扱いの禁止は、被拘禁者が、捜査機関による情報収集のために不健全な取扱いを受ける高度の危険があるので、とりわけ重要である。公判前の被拘禁者に対して、自白または自己負罪の供述を強制的に得るために、その人たちの弱い立場を不当に利用する目的で暴力その他の処分を行うことは、禁止されている⁶⁸⁾。したがって、公判前の拘禁を監督する責任がある機関は、捜査機関から独立していなければならない⁶⁹⁾。収監された後に警察がさらに追加的に取り調べる必要がある場合には、警察署内ではなく、刑務所の施設内で行われなければならない。しかも、取調官と無条件で、監督なしに、接触することは認められない⁷⁰⁾。拷問によって得られた情報は、いかなる手続においても、証拠として扱うことはできない⁷¹⁾。

公判前拘禁における濫用に対するその他の保障 Other Safeguards against Abuses in Pre-Trial Detention

警察による拘禁の場合と同じく、被拘禁者を不健全な取扱いから保護する手続的な保障は、刑務所に収監される場合にも適用される。

- 関係機関は、実効的な苦情申立手続を実施しなければならず、公判前の拘禁においていささかでも不健全な取扱いがなされたという主張があれば、速やかに、かつ、公正に調査すること⁷²⁾
- 関係する人が、継続して拘禁されていること、および、刑務所に移送されたことを、自らの選択する第三者（家族、友人、相談者）に知らせる権利があること⁷³⁾
- 拘禁施設に入所した日に、医師による適切な、かつ、正当に記録された診察と検査を受ける権利があること。これには、被拘禁者が希望する場合には、セコンド・オ

権条約6条(3-c項)参照。[note 74]

67) 原則18(3)。[note 75]

68) 原則21。[note 76]

69) 拷問に関する特別報告官の一般的勧告 (General Recommendations of the Special Rapporteur on Torture, UN Doc. E/CN.4/2003/68 (17 December 2002), para. 26, at lit. (g)) 参照。[note 77]

70) Ibid. See also CPT "Standard", p. 14. [note 78]

71) 拷問禁止条約15条 UN Doc. A/Res/39/46 (26 June 1987). [note 79]

72) 拷問禁止条約13条。また、原則33 [note 80]

73) 原則16 [note 81]

ピニオンを求める権利も含まれること⁷⁴⁾

- すべての被拘禁者について、詳細な記録を作成すること⁷⁵⁾

(e) 公判前拘禁の場所の状況 (Conditions of Places of Pre-Trial Detention)

被拘禁者の種別による分離収容 Segregation of Categories of Detainees⁷⁶⁾

無罪の推定は、起訴された人がまだ有罪判決を受けていないで拘禁を受けている人という地位にふさわしい取扱いを受けられることを要求している⁷⁷⁾。したがって、自由権規約10条2項(a)やそのほかの国際的・地域的な規範は、公判前の被拘禁者に有罪判決を受けた被拘禁者とを分離することを定めている⁷⁸⁾。ヨーロッパ刑務所規則によれば、受刑者がともに組織的な活動に参加することを認める場合には、例外が認められる⁷⁹⁾。

さらに、起訴された少年は、とりわけ弱い立場にあるので、成人から分離して拘禁されなければならない⁸⁰⁾。

拘禁の物理的な状態 Physical Conditions of Detention

公判前の被拘禁者の拘禁に関する物理的な状態に関する基準は、無罪の推定と、自由権規約10条1項に定める被拘禁者をその尊厳と人道性の観点から扱う義務から派生する。公判前の被拘禁者の処遇制度は、将来、有罪判決を受ける可能性があることによって左右されてはならない⁸¹⁾。

拘禁されたあらゆる人について一般的な最低基準⁸²⁾に加えて、国際人権基準は、公判前に拘禁された人の特殊な地位を反映して、次の原則を定めている。

- できるだけ、被拘禁者は、単独室に収容すること⁸³⁾
- 制限がありうるとしても、その制限の範囲内で、希望する場合には、被拘禁者は、

74) 原則24-26. [note 82]

75) 原則12 [note 83]

76) 第5章「刑務所と人権」Section III 6参照。[note 84]

77) 国連最低基準規則の原則36 (1) およびルール84 (2) (“Standards Minimum Rules, UN Doc A/CONF/611, annex 1 (30 August 1955). [note 85]

78) 国連最低基準規則8 (b) および85 (1)。[note 86]

79) ヨーロッパ刑務所規則18.9, 閣僚委員会の勧告 (Recommendation of the Committee of Ministers), Rec (2006) 2. [note 87]

80) 自由権規約10条 (2-b) 項。最低基準規則の規則8と規則85(2), ヨーロッパ刑務所規則18.8(c). [note 88]

81) ヨーロッパ刑務所規則95 (1)。[note 89]

82) 第5章「刑務所における人権」を参照。[note 90]

83) 国連最低基準規則86およびヨーロッパ刑務所規則96 [note 91]

自弁で外部から食事を取ることができること⁸⁴⁾

- 心理的治療または歯科治療ならびに女子の施設においては出産前後の処置⁸⁵⁾を含めて、医療へのアクセス⁸⁶⁾は、保障されなければならない。被拘禁者に支払う能力がある場合には、自分の医師による治療を受けることができること⁸⁷⁾
- 自前の衣服を使用することが許可されるべきであること⁸⁸⁾。そうでない場合には、相当に清潔で十分な衣服が施設によって提供されること。いかなる場合においても、公判前の被拘禁者の制服は、受刑者の制服とは完全に区別されたものでなければならない⁸⁹⁾。
- 公判前の被拘禁者は、働く機会を与えられるものとし、働くことを求められることはないこと。働くことを選択した場合には、平等な報酬を受け取ること⁹⁰⁾

制約と規制 Restraints and Restrictions⁹¹⁾

公判前の被拘禁者に規制や制限を用いるには、無罪推定の原則に基づき、かつ、人間性と被拘禁者の尊厳に対する尊重をもって拘禁中の人を扱う諸要請に基づくものでなければならない。保安や訴追の諸要請のために課せられる処置は、しばしば公判前の被拘禁者の拘禁条件を悪いものにする傾向がある。したがって、国際基準は、これらの制約や規制が、捜査、拘禁の保安上の必要性および共同生活の秩序を理由に基づく必要性を超えて用いられてはならないと規定している⁹²⁾。

通信と面会 Correspondence and Visits

一般原則として、公判前の被拘禁者は、有罪判決を受けた人と同じように、面会を受けるものとし、家族その他の人と通信する権利がある⁹³⁾。とはいえ、犯罪捜査のために、司法機関は、外部との接触を禁止する権限をもっている⁹⁴⁾。しかし、このような外部交通の制限は、追求される正当な目的と厳密に比例のとれたものでなければならない⁹⁵⁾。

単独収容 Solitary Confinement

84) 国連最低基準規則80 [note 92]

85) 国連最低基準規則23 [note 94]

86) 国連最低基準規則22, ヨーロッパ刑務所規則40 [note 93]

87) 国連最低基準規則91 [note 95]

88) ヨーロッパ刑務所規則97.1 [note 96]

89) ヨーロッパ刑務所規則97.1 [note 97]

90) 国連最低基準規則89, ヨーロッパ刑務所規則26および100.1 [note 98]

91) 第5章「刑務所における人権」参照。[note 99]

92) 国連最低基準規則27および原則36 (2) を参照。[note 100]

93) 国連最低基準規則92およびヨーロッパ刑務所規則99 (a)。[note 101]

94) 国連最低基準規則92 [note 102]

95) ECtHR, *Vlasov v. Russia*, Judgment of 12 June 2008, at para. 138; Pfeifer and Plankl v. Austria, Judgment of 25 February 1992, at para. 46. [note 103]

捜査の必要上、被拘禁者の共同生活や他の収容者との交信に対して制限が加えられることがあり得る。単独収容が数週間にわたって課せられることもあり得る。その結果、被収容者は、最大限度23時間、外界との接触を断たれて自室に収容されることになる。ヨーロッパ刑務所規則は、このような重大な制限が厳密に比例性に応じたものでなければならぬと規定し、最低限の受け入れられ得る接触を認められなければならないと規定している⁹⁶⁾。

ヨーロッパ人権委員会 (EComHR)⁹⁷⁾は、単独収容に関して、このような拘禁が原則として、とりわけ公判前の拘禁については、望ましいものではないとして、したがって例外的な理由がある場合に限りて正当化されうるにすぎないとしている⁹⁸⁾。拷問禁止委員会は、単独収容が長期に及ぶ場合には身体的・精神的に有害な影響があることを認めており、その濫用を憂慮しているが、とりわけ公判前において自由制限措置として使われる場合について憂慮している⁹⁹⁾。事件の具体的な状況によっては、長期間に及ぶ単独収容は、非人道的な取扱となり、さらには拷問にすらなりうるのであって、とりわけそれが取調べの過程において強制として使われる場合には、その懸念は大きい¹⁰⁰⁾。

(未完)

96) ヨーロッパ刑務所規則24.2 [note 104]

97) ヨーロッパ人権委員会とヨーロッパ人権裁判所は、1950年のヨーロッパ基本権条約によって設立されたが、1998年に同条約第11議定書によって、単一のヨーロッパ人権裁判所だけに統合された。[note 105]

98) Van Dijk/van Hof, op. cit., p. 421. [note 106]

99) たとえば、拷問禁止委員会の国連総会報告 (CAT Committee, Annual Report to the UN General Assembly (concluding observations on Denmark), UN Doc. A/52/44 (10 September 1997) at paras. 181 and 186) 参照。[note 107]

100) たとえば HRC, *Polay Campos v. Peru*, Communication No. 577/1994 (06 November 1997), at para. 8.4 (incommunicado detention) 参照。また、一般意見20号 (1992年3月10日) General Comment No. 20 (10 March 1992), at para. 6 参照。ヨーロッパ人権裁判所 (ECtHR) については、*Mathew v The Netherlands*, Judgment of 15 February 2006, at para. 102 参照。さらに、拷問に関する特別報告官の『2008年5月におけるデンマーク調査報告』(Report of the UN Special Rapporteur on Torture on his mission to Denmark in May 2008 (forthcoming) および同特別報告官の国連総会報告 (UN Doc A/63/175 (28 July 2008), at paras. 77-85) を参照。[note 108]